

(実施要領別添1)

参加申出に係る誓約事項

本プロポーザルの参加希望者は、参加申出に係る書類の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、御自身の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は、秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に規定する停止措置の対象となりますので御注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本プロポーザルに係る参加申出期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に（１）から（３）に該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加を辞退します。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定（成年後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- （２）本業務の公募開始日から契約までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- （３）事業税、消費税、地方消費税、固定資産税及び住民税を滞納していません。
なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出し、また、固定資産税及び住民税の納税状況に関し、秦野市が関係公簿を調査することに同意します。
- （４）秦野市暴力団排除条例（平成２３年秦野市条例第１８号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。